

家庭教育支援の充実について(答申)

平成 27 年 4 月 21 日

第 20 期国立市社会教育委員の会

第20期国立市社会教育委員の会 答申
「家庭教育支援の充実について」目次

はじめに	2
1. 国立市の家庭教育をめぐる現状	
(1) 家庭教育をめぐる社会動向	
1) 環境としての家庭、地域、学校の変化	4
2) 子どもの育ちと家庭教育をめぐる市民の意識	6
(2) 国立市の家庭教育支援の現状	
1) 国立市の家庭教育支援に関わる施策の現状	8
2) 国立市子ども家庭部の取り組み	12
3) その他の国立市の取り組み	13
4) 保護者等の取り組み	14
5) その他の地域活動	14
2. 国立市の家庭教育の課題と今後の方向性	
(1) 国立市の家庭教育支援の課題	
1) 「支援の多様性」と「支援のつながり」-課題を捉える観点-	16
2) 多様な家庭教育のあり方を支えていくこと	19
3) 望まれるところに支援を届けること	19
4) 乳幼児期から青年期まで切れ目のない支援を実現すること	21
5) 子育て家庭を支える地域の人々のつながりと様々な取り組みのつながりを つくりだすこと	21
(2) これからの国立市における家庭教育支援の方策	
1) 多様なニーズを把握し必要なところに必要な支援を届けるための 情報流通体制の充実	23
2) 各家庭がそれぞれの家庭教育のあり方に自信を持つことを応援する 学びの機会の充実	24
3) 家庭教育支援のネットワークをつくる体制づくり	25
おわりに	27

はじめに

本答申は、平成 25 年 5 月に国立市教育委員会教育長より、「家庭教育支援の充実について」の諮問を受け、第 20 期社会教育委員の会が行った審議をとりまとめたものである。

現代社会の変化は相当に激しいものがある。すでに 2008 年を境に、人口が減少する社会に突入した日本では、今後、少子高齢社会が世界にも類を見ないスピードで進んでいくことが予想されている。このような人口動態の大きな変化は、社会保障のあり方や格差の問題など、社会の様々な基盤を大きく揺さぶっている。近年に見られる、地域や家庭の変化も、こうした変化のうちの一つであろう。また、情報化、国際化、テクノロジーの絶え間ない進展が進む現代社会では、産業構造の変化も激しく、それにとまなう生活のあり方、とりわけ就労形態等もまた大きく変化しつつある。共働きの増加や、終身雇用制の縮小化、転職の常態化などはその一例である。そして、同時に進む核家族化、都市化といった傾向もあいまって、家庭教育をとりまく環境もやはり大きく変化している。

ここで家庭教育とは、「父母その他の保護者が、子どもに対して行う教育」(文部科学省「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」、2012 年)のことを指している。また、家庭教育の意義としては、一例を示すと次のようなことが指摘されている。

「家庭教育は、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担って」おり、さらに、「人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるもの」でもある(文部科学省、前掲書)。もちろん、ここで言う「親子」とは、「保護者」とほぼ同義の広い言葉として捉えてよいと思われるが、前者は社会生活の礎の部分について触れているもの、後者は個性を伸ばし豊かな自己実現を目指す部分について触れているものである。このような両面を含む家庭教育が、学校教育や社会教育とは相対的に異なる重要な意義を持つものであることについては、ここでも改めて確認しておきたいところである。

それゆえに、平成 18 年に改正された教育基本法においても、父母その他の保護者が、子の教育について第一義的な責任を有することと、家庭教育の基本的な機能として、生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達が挙げられており、また国及び地方公共団体は、行政が各家庭における具体的な教育の内容を押しつけることのないよう留意しながら、家庭教育を行う主体者である保護者に対して、学習の機会や情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることを責務として規定している。

本答申では、このような背景をふまえて、これからの国立市における家庭教育支援のあり方について検討したものであるが、本答申における、この「家庭教育支援」という言葉の捉え方について、重ねて少し触れておきたい。

家庭教育支援と重なる部分も多い言葉として、「子育て支援」、「子ども支援」といった言葉がある。これらに対して、「家庭教育」という言葉が最広義には「ある価値への導き」である「教育」という行為を保護者が各家庭において遂行することを指すので、家庭教育支援とは、親や保護者が導きたい価値=教育目標ないし教育方針をそれぞれに明確に持つための支えであったり、各家庭で教育を実際に行うことを支えたりする、保護者への様々な働きかけのことである。このように考えると、例えば地域における「子育て支援」や「子ども支援」の取組を受けたり利用したりすることで、保護者が少しゆとりを持つことで教育方針を持つことができるようになったり、教育実践を地域に委ねることができたりなど、家庭教育に関わって保護者が支えられる場合も少なくない。そのために本答申では、これらの「子育て支援」や「子ども支援」の取り組みも、「家庭教育支援に関わる取り組み」として連接させ検討することと

した。このことから、扱っている内容がときに広い範囲のものとなっていることを最初にお断りしておきたい。

本答申は、大きく「国立市の家庭教育をめぐる現状」と「国立市の家庭教育をめぐる課題と今後の方向性」の2つに分かれている。この2つの部分をつなぐ本答申のキーワードが、「支援の多様性となつながり」である。「家庭教育の多様なあり方を尊重し、多様なニーズに応え得る幅広い取り組みをそろえることを意味しているが、それは、支援が届いていない層をしっかりと把握し、支援の対象を広げていかねばならない」ということでもある支援の多様性と、「子どもの発達段階に応じた支援を切れ目なく提供することに加え、様々な子育て家庭を支える地域の人々のつながりをつくりだすこと、様々な支援の取り組みがつながりあうこと」を指す支援のつながり在今后整えることを、本答申で提案してみたい。

この答申が、これからの国立市の家庭教育支援の取り組みを活性化させ、国立市に暮らす子どもたちの豊かな未来を拓いていくことに少しでも役立つことになれば、委員会一同、望外の喜びである。

第20期国立市社会教育委員会議長 松田恵示

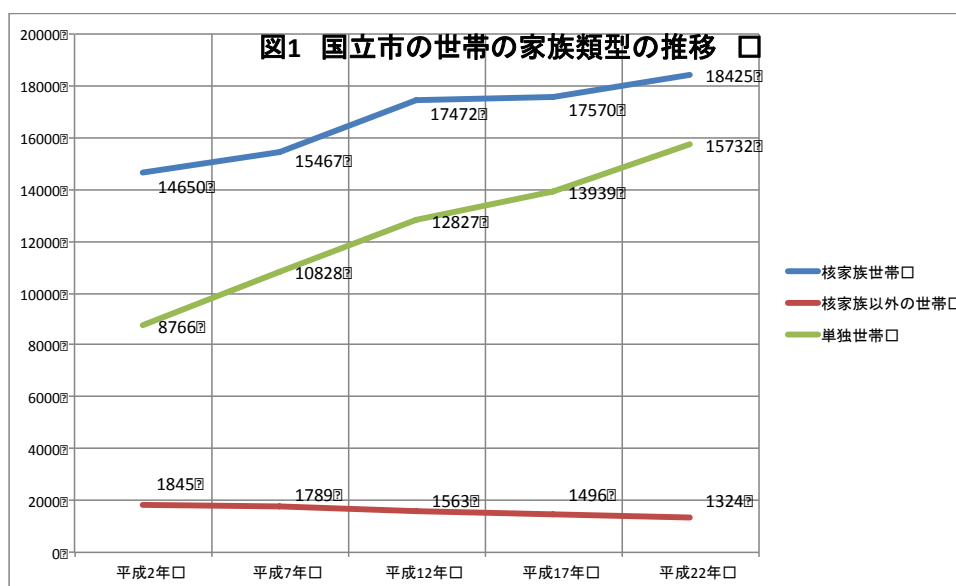
1. 国立市の家庭教育をめぐる現状

(1) 家庭教育をめぐる社会動向

1) 環境としての家庭、地域、学校の変化

戦後 70 年、経済や社会のめまぐるしい変化の中で家庭や地域も変容し、子どもの育ちをめぐる環境が大きく様変わりしている。

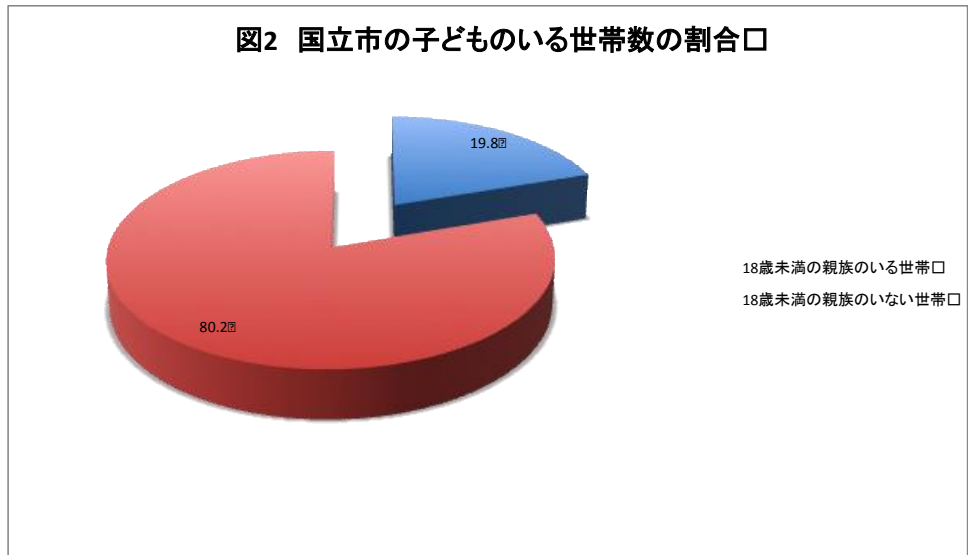
核家族化が進行し、三世帯世帯の割合は、この 20 年間だけでも 14.2%から 7.9%に低下している。一方で、ひとり親家庭は 20 年間で約 20%増加した¹。国立市でも同様の傾向を見せており(図 1)、また、小学 5 年、中学 2 年の子どもを対象とした調査では、子どものいる家庭の約 80%は核家族世帯で、核家族以外の世帯が約 10%、また、ひとり親家庭が約 10%となっている。さらに、仕事をもっている父親は 90%、母親は 60%を超えている²。世帯構成の変化や、共働き世帯も増えるなど、家庭の多様化が進んでいる状況が見受けられる。



(「統計くになち 平成 25 年版」より作成 図中数字の単位は世帯)

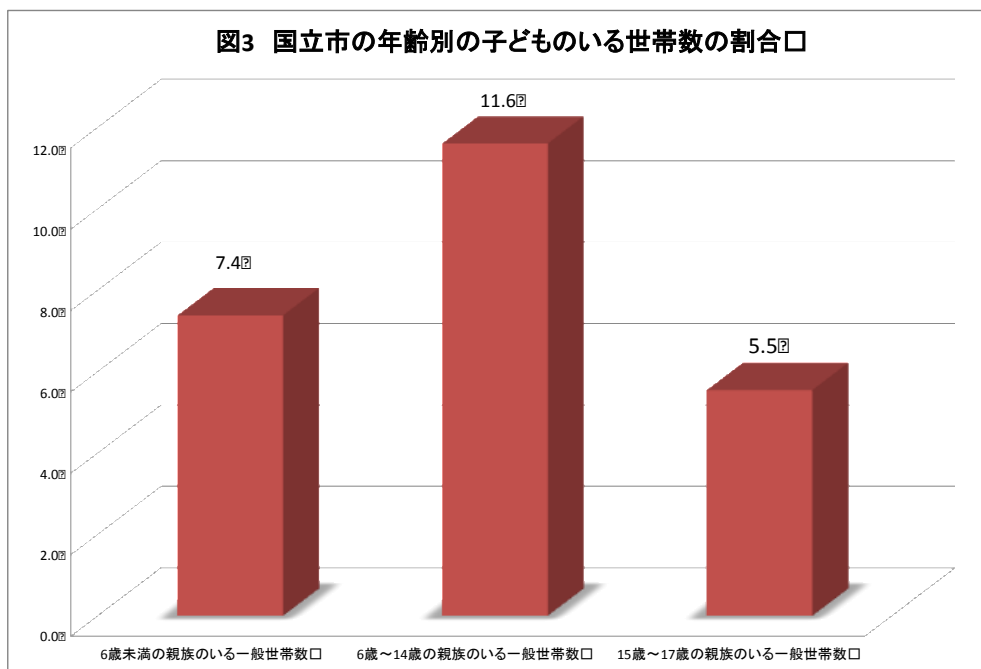
¹文部科学省「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」、2012 年

²「国立市次世代育成支援対策行動計画(後期)に関するアンケート調査報告書」、P.154~155、2010 年



(「統計くにたち 平成 25 年版」より作成、2010 年現在一般世帯総数 35,721、図中数字の単位は%)

国立市において 18 歳未満の子どものいる世帯は 7,060 世帯あり、全体の 19.8%を占めている(図 2)。そのうち、6 歳未満の子どものいる世帯が 2,636 世帯(7.4%)、6 歳から 14 歳が 4,144 世帯(11.6%)、15 歳から 17 歳が 1,981 世帯(5.5%)となっている(図 3)。



(「統計くにたち 平成 25 年版」より作成、2010 年現在一般世帯総数 35,721、図中数字の単位は%)

都市化が進み、価値観や就労形態も多様化する中で、相対的に地縁や血縁が弱まる傾向にあることが各種の調査や統計からも指摘されている³。このような中で、家庭が多様化するとともに子どもの人口や子どもを持つ世帯数が減少することは、地域の中で子どもや子育て家庭が「少数派」⁴になってきていることを意味している。これは、一部の家庭だけではなくどの家庭でも、子育てに対する悩みや不安を相

³例えば、内閣府「国民生活白書」、など

⁴文部科学省「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」、2012 年

談する相手が身近におらず家庭内で抱えてしまう、子育ての社会的孤立化が進む可能性が高くなっているといつてよい。

他方で、経済大国と呼ばれる日本でも今、子どもの貧困が問題になっている。子どもの貧困率(平均的な年収の半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合)は2012年現在16.3%であり、約6人に1人の子どもが貧困状態の中にある⁵。これは国際的にも高い水準である。また貧困率はひとり親家庭において高い傾向があり、このような経済格差が学力格差につながる可能性があることも大きな課題となっている。そうした中で、子どもの将来が生まれ育った環境で左右されないことをめざし、国でも2014年に「子どもの貧困対策法」を施行しその解決に動き出している。

さらに、特別支援教育が始まった2007年からクローズアップしている発達等のしょうがいのある子どもの支援についても、社会全体で支えあう仕組みが徐々にできつつあるものの、まだまだ家庭でその悩みや不安を孤立して抱えがちであり、周囲の理解がより必要となっている。

このように、家庭のあり方が多様化するとともに、家庭教育をとりまく課題が多様化・複雑化しており、この意味では、それぞれの家庭において教育的営みを自然に行うこと自体が、これまで以上に難しい状況にある。また、家庭とつながりやすい学校においても子育て家庭に対する支援は行なわれているが、一方で教育課題が多様化・複雑化する学校において教員の多忙化や疲弊が問題となっており、学校にまかせて地域や社会が看過できる状況ではなくなっている。家庭教育をどのように支援していくのかという課題は、地域や社会全体で取り組む必要性をより高めているのが現状である。

2)子どもの育ちと家庭教育をめぐる市民の意識

近年、子どもの育ちをめぐる状況も大きく変化している。かつて、多くの子どもが遊んだ野原や空き地は、都市化とともに少なくなっている。また、公園では安全の確保のために自由にキャッチボール等ができなくなっていることや、公園自体が子どもを狙った犯罪の場になることもあり、公園一つとっても、子どもにとって屋外で遊びづらい環境が広がりつつある状況が見受けられる。小学校5年生を対象とした放課後の居場所についての調査でも、第1位が「自分の家」(82.3%)、第2位が「塾や習いごと・おけいこの教室」(78.8%)であり、「広場や空き地」は8.3%にすぎない。加えて、塾や習いごと等の教室に通うのは、1週間のうち2~3回が43.8%、4~5回が35.4%に上っている⁶。また、テレビゲーム等で遊ぶ「スクリーン・タイム」を多く持つ子どもたちの数はやはり増えている⁷。

一方で、不登校、学校や家庭内での暴力行為等が増加しているように、社会性や自立心等の育ちに課題を抱える子どもの問題がよく指摘されている^{8 9}。さらには、自然を介した体験活動の不足、体力の低下、そして人間関係能力の形成などの課題を抱える子どもがみられるようにもなってきた。こうした子どもの育ちに関わる課題は、ある時期に問題として発現するように見えるものの、それは生まれてから以降、切れ目のない子どもの育ち全体の問題でもある。もちろん、子どもの育ちをめぐる変化は、このようなマイナス面だけのものではない。ICT等のリテラシーの高さや、個人差が大きいものの人に共感する力の広がり¹⁰などは、子どもたちのプラス面での傾向である。しかし、課題と思われる側面を捉え、未来を担う子どもたちのために必要な支援のあり方を考えていくことは、教育的営みが担うひとつの責

⁵厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査の概況」、2014年

⁶「国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書」P.87、89、2014年

⁷日本子ども社会学会編集「子ども問題事典」、ハーベスト社、2014年

⁸平成25年度「学校基本調査」(速報値)、文部科学省、P.12、2014年

⁹文部科学省『平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」』、P.7、P.23、2013年

¹⁰日本子ども社会学会編集「子ども問題事典」、ハーベスト社、2014年

任でもあろう。

このような観点からすると、地縁や血縁が弱まる傾向と重なって、人間の成長に大切な「頼り頼られ、必要とし必要とされる」といった関係が、地域の中で様々な他者との関わりにまで広がりにくくなっている面も指摘できる。知らない大人とは関わらない、といったことを安全上の理由から求められることも増えている。学校や同世代だけが中心となった子どもの生活からは、多様な年齢層や価値観の人々とふれあいが抜け落ちてしまいがちになる。さらには、グローバル化が進み、食べ物や玩具からスマートフォンなどのIT機器まで、豊かな物質に子ども達は囲まれている。こうした中で、情報行動、消費行動、ダイバーシティ(多様性)など様々な面で、子どもたちは今、変化の激しい社会を生きている。

こうした子どもたちの育ちとその環境をめぐる変化を受けつつ、家庭では、それぞれの家庭でできること、それぞれの家庭の願いとして子どもたちにできることを努力している状況がある。しかし、先に述べたような家庭を取り巻く環境の変化に直面し、それぞれの家庭が家庭教育に対して、様々な不安や難しさを感じているのも事実である。

国立市は、2009年4月以降、次世代育成支援対策行動計画策定の基礎資料とするために乳幼児～就学児を育てる家庭を対象に養育意識、子どもの生活実態、市の子育てサービスの利用状況、今後希望する子育て支援などに関するアンケート調査¹¹を実施している。そこから見える国立市の子育てと家庭教育に関わる市民の意識について、ここで少し触れてみたい。

まず、子育て中に感じること(4段階評価)の中で、「子どもと過ごす毎日は楽しい」、「子どもの顔を見ると気持ちが安らぐ」など、子育てへのポジティブな気持ちについては、「よく感じる」、「時々感じる」を合わせると90%を超え、子育てに対する肯定的な態度が示されている。しかし同時に、「どうしたらよいかわからなくなる」といった戸惑いは約半数の保護者が感じており、「子育てに困難を感じる」、「何となく不安になる」などの思いは約30%の保護者が感じている。これは、家庭での子育てに対する自信のなさを伝える結果であろう。また、「ゆとりを持って子育てをしている」と答えた保護者は約半数で、「子育てをしていることで自分は成長している」と答えた保護者は約80%である。しかしながら、「子育て中でも自分の時間も必要である」と答えた割合も90%となっている。ここからおおむね子育てに関しては、それぞれに戸惑い悩みながらも肯定的な態度の中にはあるが、やはり一息入れられるような余裕を求めている様子が見えてくる。

他方で、「子どもに対して地域の人たちにしてほしいこと」を挙げてもらうと、多い順に、「悪いことや危険なことをしたときには注意してほしい(81.8%)」、「温かく見守ってほしい(63.9%)」、「いじめられているときには助けてほしい(61.1%)」、「道で会ったときには声をかけてほしい(49.2%)」、「良いことをしたときにはほめてほしい(49%)」、「わからないことやできないことがあったときには、教えてほしい(39.4%)」、「子どものことをあれこれ言う前に、大人自身がきちんとしてほしい(31.5%)」となっている。また、健全なコミュニケーションをある程度はほしいが、「子ども扱いしないで、意見をしっかり聞いてほしい(9.3%)」、「かかわってほしくない(1.2%)」などの意見もある。子どもの育ちをめぐる課題がここには浮き彫りにされているとともに、必要な場面では子どもに関わり指導することを求めつつも、子どもの主体性を大切に、見守るべきときにはしっかりと見守ってほしい、といった意識が垣間見える。

また、「子どもにとって必要な遊び場・施設・施策など」という問いに対しては、「運動ができる大きな広場や公園」、「小さい子どもが安全に遊べる公園」、「体育館やプールの施設」、「子どもが安心して遊び交流できるような居場所(児童館)」、「砂場やブランコなどが整備された公園」、「図書館の夜間開館及び蔵書内容の充実」までが25%を超える要望となっており、子どもに豊かな遊びや学びの環境を充実させてほしいと意識されている。特に体を使って外で遊ぶことは、乳幼児期から家庭教育としては求めら

¹¹ 「国立市次世代育成支援対策行動計画(後期)に関するアンケート調査報告書」、P.84、105(乳幼児・就学時保護者調査)、P.102、104(就学児保護者調査)、2010年

れやすい重要な内容であり、発達段階において適時性のあることでもある。この他、「大人が遊びを教えてくれるところ」、「プレーパーク」、「静かに勉強ができる自習室のようなスペース」、「演劇・美術、バンド練習などの文化活動ができる施設」、「友だちとおしゃべりや飲食ができる施設」、「地域の公共施設を子どもグループが利用できるようにする」、「市内の子どもに関する資源をまとめた「子どもマップ」」、「いじめ、不登校など子どもの心の悩み相談の充実」、「子どもの人権を守る機関」、「中学・高校生の意見発表の場や子どもたちがまちづくりに参加できるシステムをつくる」、「宿泊ができる施設」などにも約10%以上の市民の要望がある。加えて、子育てに関わる行政機関によるインフラの整備の希望も多く寄せられている。

また、第5回国立市市民意識調査報告書には、2013年1月下旬～2月上旬にかけて市全域の満18歳以上の男女3,000人に郵送によるアンケート(有効回収率47.1%)を行った結果がまとめられている。この中では、子育てのしやすい環境が整っていると思う市民の割合(思う、わりと思うの合計)が、46.8%で前回(2012年1月)の47.3%とほぼ変わらず、子どもの成長に関して悩みや不安を抱えている保護者の割合は50.0%と前回の58.1%から減少していることが報告されている。子育ての相談相手としては「家族・親戚」が84.1%(前回88.8%)、「職場の友人・知人」が37.9%(37.4%)、「近隣の方」が24.2%(28.9%)、「公の施設の相談員」が9.3%(9.6%)、「相談する相手がいない」は6.6%(4.3%)となっている。「家族・親戚」、「近隣の方」がやや減少し、「相談する相手がいない」がやや増加しているという傾向がここにはみられる。

以上のことから、それぞれの家庭が家庭教育を行うにあたって、子育てに関わるインフラ、ハード面での総合的な環境の整備への期待や要望は高く、また、子育てに関する戸惑いも半数程度、困難さも30%程度の保護者が感じている実状があるといえる。さらに若干ではあるが、そうした子育てに関する相談も、家族・親戚や近隣の方など、身近な範囲での機会が減少傾向にあるということになる。

子どもの育ちや環境の現状を踏まえた、このような市民の意識に応えうる家庭教育の支援の取り組みが求められている。

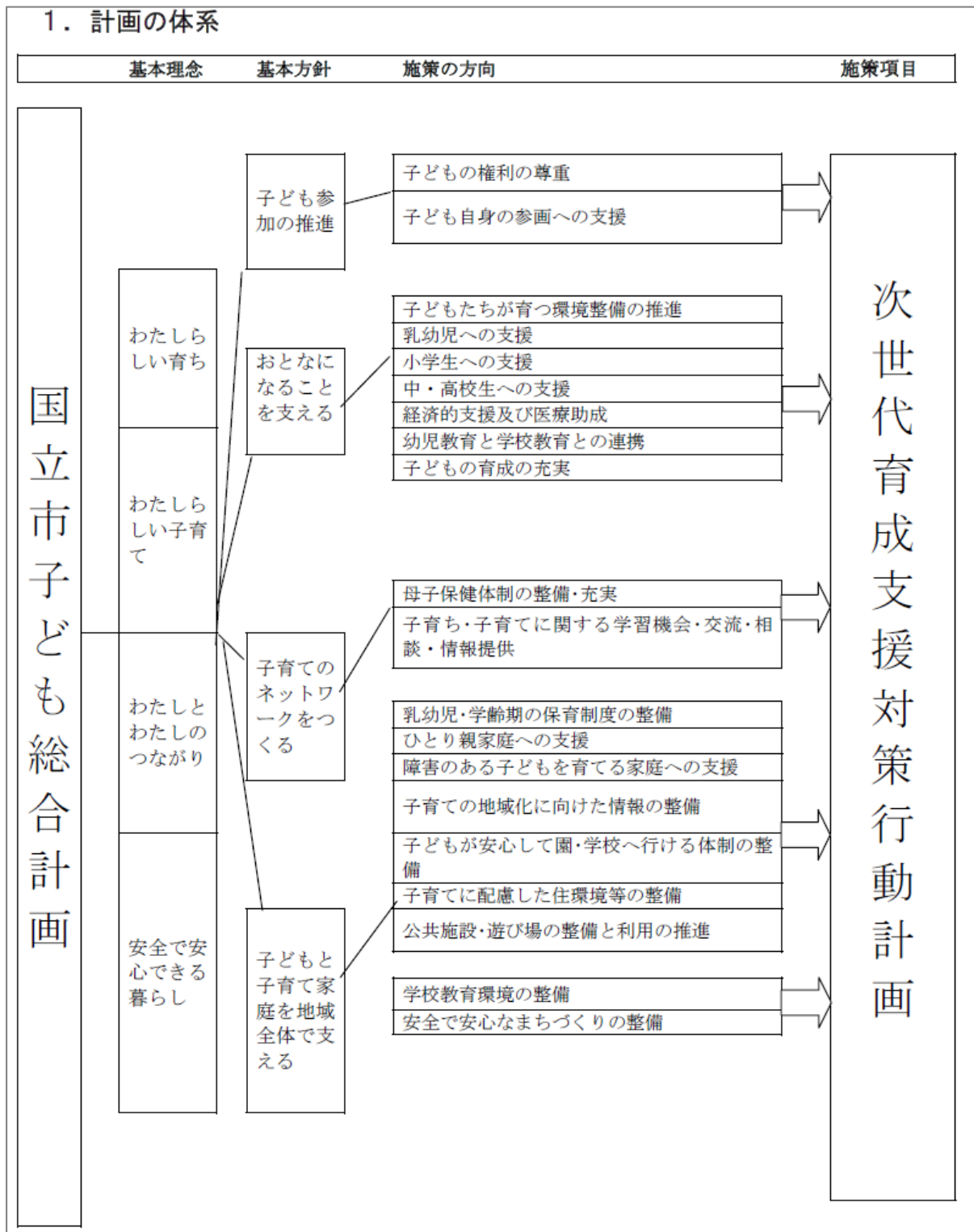
(2) 国立市の家庭教育支援の現状

1) 国立市の家庭教育支援に関わる施策の現状

国立市では、2003年3月に「国立市子ども総合計画」が策定された。また、2003年7月に施行された「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項にもとづいて、2005年3月には「次世代育成支援対策行動計画(前期)」が策定された。以来、子どもの育ちを社会全体で支える仕組みをつくり、安心して子育てができる環境づくりを進めるために、この二つの計画が並行して実施されてきた。2010年3月には、「次世代育成支援対策行動計画(後期)」がつくられ、翌2011年3月には「第二次国立市子ども総合計画」が策定されて現在に至っている。

この二つの計画は、基本理念と基本方針は同じであり、その内容と両者の関係は図4のように説明されている。ここに示された基本方針のうち、「子育てのネットワークをつくる」、「子どもと子育て家庭を地域全体で支える」の二つは、家庭教育支援に深く関わるものである。

【図4】 「国立市子ども総合計画」および「次世代育成支援対策行動計画」の体系



国立市「次世代育成支援対策行動計画(平成22年度から平成26年度)」2010年3月、P.5

施策項目の詳細は、2011年3月に策定された「第二次国立市子ども総合計画」P.37～45に示されている。全体では164の施策項目があるが、そのうち「子育てのネットワークをつくる」、「子どもと子育て家庭を地域全体で支える」の二つの基本方針に関わる施策は、表1のとおりである。

【表1】 「国立市子ども総合計画」において示された「子育てのネットワークをつくる」
および「子どもと子育て家庭を地域全体で支える」に関わる施策

3 子 育 て の ネ ッ ト ワ ー ク を つ く る	(11) 母子保健体制をはじめとした子ども家庭支援ネットワークの整備・充実	両親学級の開催	A	性の尊重についての正しい知識の普及(再掲)	A
		先輩ママパパの子育て相談の実施	A	ミニ講演会開催などへの支援	A
		妊婦健康診査費用助成の推進(再掲)	A	療育・教育相談事業の推進(再掲)	A
		保育所における父母教室の開催	A	乳幼児期の集団的活動の場の充実(再掲)	A
		妊婦・乳幼児健康診査の推進	A	地域子育てサークルの育成事業の推進	A
		父親向け教室開催の充実	A	栄養改善事業の推進	A
		★母子保健相談事業の推進	D	★予防接種事業の推進	D
		母子訪問事業の推進	A	妊婦の健康づくり事業の推進	A
		母子保健連絡会の充実	A	育児支援サポーター派遣事業の実施	A
		母子健康教育事業の推進	A	巡回相談の充実	A
		歯科健康教育事業の推進	A	子ども家庭支援ネットワーク連絡会の充実	C
		子ども家庭支援センターの拡充	A	子育て広場事業の連携・充実(再掲)	A
		両親学級の開催(再掲)	A	子育てパンフレットの配布	A
	(12) 子育て・子育てに関する学習機会・交流・相談情報提供	先輩ママパパの子育て相談の実施(再掲)	A	地域子育てサークルの育成事業の推進(再掲)	A
		子育て教室の開催	A	世代間交流事業の推進(再掲)	A
		★子育て相談事業の充実(再掲)	D	子ども向けの広報事業の充実	A
		子育て相談担当の研修事業の推進(再掲)	A	「子育て施設・遊び場マップ」の作成	A
		子育て各種講座の充実	A	こんにちは赤ちゃん事業	C
		急病・救急医療の情報提供	A		
4 子 ど も と 子 育 て 家 庭 を 地 域 全 体 で 支 え る	(13) 乳幼児・学童期の保育制度の整備	★一時保育の充実	B	障害児保育の充実	B
		休日保育の検討	E	学校五日制事業の実施(再掲)	B
		ファミリーサポートセンターの充実	B	★学童保育所運営の充実	D
		子ども家庭支援センターの拡充	A	育児支援サポーター派遣事業の実施(再掲)	A
		乳幼児健康支援ダイヤサービス事業(病後児保育)の拡充	B	★保育所入所枠の拡大(再掲)	D
		認証保育所制度への助成(再掲)	A	児童館・学童保育との連携強化	A
		しょうがいを持つ親への支援	A	★保育園の施設整備推進(再掲)	D
		保育内容・運営等情報サービスの提供	A	子育て支援団体との連携強化	B
		延長保育の実施	A	子育てしやすい労働環境整備に向け検討するための情報提供	B
		学童保育施設の整備	A		
	世代間交流事業の推進(再掲)	A			
	(14) ひとり親家庭への支援	子ども家庭支援センターの拡充(再掲)	A	母子生活支援施設措置等委託事業の推進	A
		ひとり親家庭のホームヘルパー事業の充実	A	療育・教育相談事業の推進(再掲)	A
		助産施設入所委託事業の推進	A		
		ひとり親家庭等医療費助成事業の充実(再掲)	A		
	(15) しょうがいのある子どもを育てる家庭への支援	子ども家庭支援センターの拡充(再掲)	A	特別障害者手当等給付の継続	A
		しょうがい児緊急入所事業の充実	A	重度手当支給の継続	A
		心身障害者(児)福祉手当の継続(再掲)	A	しょうがい児の幼稚園入園に対する支援の推進	B
		療育の必要な子どもへの支援	A	しょうがいを持つ子どもへの支援	A
	(16) 外国籍の子どもを育てる家庭への支援	障害児保育の充実(再掲)	B		
		幼稚園、保育園、学童保育所への通訳派遣	A	外国語パンフレットの充実(再掲)	B
		日本語指導の充実(再掲)	A	外国語の翻訳サービスシステムの整備	A
		外国語の本の整備(再掲)	B		
	(17) 子育ての地域化に向けた情報の整備	地域子育て協議会の検討	B	ミニ講演会開催などへの支援(再掲)	A
		子ども向けの広報事業の充実(再掲)	B	子育て広場事業の連携・充実(再掲)	A
		子育てに関する広報事業の拡充	A	子育て支援団体との連携強化(再掲)	B
		子育て情報紙の発行	A		
	(18) 子どもが安心して園・学校へ行く体制の整備	いじめ等の児童・生徒救出のシステムづくりの推進	A	防犯の強化	A
		子ども自身が相談できる体制の拡充(再掲)	B	不審者・防犯・その他情報のメール配信	C
		不登校児童・生徒などへの施策の充実	A		

「自分らしく輝いて～第二次国立市子ども総合計画」2011年3月、P.35
(A：事業継続、B：事業改善(充実)、C：全計画策定後に事業を実施、
D：2012年度までに実施、E：2015年度までに実施。★は重点施策)。

また、国立市の総合基本計画では、2006～2015年度の「第四期基本構想」における4つの方針の一つとして「ひとを育てる、守る」が掲げられ、2011～2015年度の「第2次基本計画」では、32の施策の一つとして「子育て・子育てのしやすい環境づくりの推進」が掲げられている。この施策に含まれる事務事業は、2012年度には69であった(表2)。

【表2】 「施策1 子育て・子育てのしやすい環境づくりの推進」に含まれる事務事業(2012年)

1. 健全育成事業(福祉総務課)	36. 私立幼稚園教職員研修費補助金事業(児童青少年課)
2. 乳幼児保護者の育児支援事業(健康増進課)	37. 私立幼稚園運営費等補助金交付事業(児童青少年課)
3. こんにちは赤ちゃん事業(健康増進課)	38. 私立幼稚園指導監督事務(児童青少年課)
4. 虐待予防事業(健康増進課)	39. 家庭福祉員運営助成事業(児童青少年課)
5. 乳幼児健診後のフォロー事業(健康増進課)	40. 管外認定こども園運営助成事業(児童青少年課)
6. 出産育児一時金支給事業(健康増進課)	41. 矢川南保育園建設及び維持管理運営事業(児童青少年課)
7. 母子家庭等の自立及び子育て支援基金管理事業(子育て支援課)	42. 高等技能訓練促進費等給付事業(子育て支援課)
8. ひとり親家庭等医療費助成事業(子育て支援課)	43. 子育てひろば事業(子育て支援課)
9. 子ども(児童)手当支給事業(子育て支援課)	44. 子育て相談事業(子育て支援課)
10. 児童育成手当支給事業(子育て支援課)	45. 子育てグループ育成支援事業(子育て支援課)
11. 児童扶養手当支給事業(子育て支援課)	46. 虐待防止事業(子育て支援課)
12. 特別児童扶養手当支給事業(子育て支援課)	47. 子育て情報提供事業(子育て支援課)
13. こども医療費助成事業(子育て支援課)	48. 一時保育支援事業(子育て支援課)
14. 保育料決定収納事務(児童青少年課)	49. 子ども家庭支援センター運営協議会運営事業(子育て支援課)
15. 保育所入所決定事務(児童青少年課)	50. 子ども家庭支援センター維持管理事業(子育て支援課)
16. 民間認可保育所運営事業(児童青少年課)	51. 育児支援サポート派遣事業(子育て支援課)
17. 延長保育運営助成事業(児童青少年課)	52. ファミリーサポートセンター運営事業(子育て支援課)
18. 認証保育所運営助成事業(児童青少年課)	53. 幼児対策事業(児童青少年課)
19. 定期利用保育事業(児童青少年課)	54. 児童館小学生体験交流事業(児童青少年課)
20. 病児・病後児保育事業(児童青少年課)	55. 児童館の維持管理事業(児童青少年課)
21. 公立保育園運営事業(児童青少年課)	56. 学童保育所維持管理運営事業(児童青少年課)
22. 公立保育園維持管理事業(児童青少年課)	57. カンガルー広場事業(児童青少年課)
23. 母子生活支援施設入所措置事業(子育て支援課)	58. 子どもホームページ運営事業(児童青少年課)
24. 母子家庭等リクリエーション交流事業(子育て支援課)	59. 子ども観劇会開催事業(児童青少年課)
25. 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業(子育て支援課)	60. 青少年キャンプ実施事業(児童青少年課)
26. 母子家庭自立支援教育訓練費自己負担金助成事業(子育て支援課)	61. 青少年地区育成会文集「はづむ」発行支援事業(児童青少年課)
27. 母子自立支援員連絡会参画事業(子育て支援課)	62. 青少年地区育成会活動助成事業(児童青少年課)
28. 母子家庭緊急保育助成事業(子育て支援課)	63. 家庭教育学習会支援事業(児童青少年課)
29. ひとり親家庭住宅費助成事業(子育て支援課)	64. 子どもの居場所づくり事業補助金交付事業(児童青少年課)
30. ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業(子育て支援課)	65. 子どもショートステイ事業(子育て支援課)
31. ひとり親家庭児童訪問援助事業(子育て支援課)	66. くになち子ども未来塾補助金交付事業(児童青少年課)
32. ひとり親家庭相談事業(子育て支援課)	67. 放課後子ども教室推進事業(児童青少年課)
33. 助産施設入所に係る事業(子育て支援課)	68. 児童館中高生居場所提供事業(児童青少年課)
34. 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業(児童青少年課)	69. DV相談支援事業(子育て支援課)
35. 私立幼稚園就園奨励費補助金事業(児童青少年課)	

国立市ウェブサイト「市政情報 行政評価 平成24年の評価結果」
<http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/gyoseihyoka/3405/7710/006680.html>より作成

家庭教育への支援と子育て支援とをまったく同じものとするわけにはいかないが、実態としてかなりの重複があることを踏まえれば、上に見たような子育て支援施策の体系を、国立市における家庭教育支援に関わる事業としてひとまず把握することができる。

他方、上記以外にも、国立市内には家庭教育支援と言いつる取り組みが多く存在している。社会教育施設で行われている活動、PTAの活動、NPOの活動、社会福祉協議会が行っている事業、その他民間団体の活動などの中には、家庭教育支援に関わる活動も少なくない。これらの活動は、広義の「社会教育」に含まれるものとみなすことができる。

本答申では、国立市が実施してきた家庭教育支援に関わる事業(子育て支援事業)だけでなく、社会教育としての家庭教育支援の活動にも注目し、「国立市の家庭教育支援」の全体としての課題を見極めることが重要であるとする。

そこで次節では、市の取り組みのうち家庭教育支援に関わりの深いものを確認したうえで、それ以外の家庭教育支援に関する取り組みとして、現状ではどのようなものがあるのかを見ていきたい。

2) 国立市子ども家庭部の取り組み

子ども家庭支援センター

18歳未満の子どもやその保護者を対象としているが、特に子育てで孤立感を抱えることが多い就学前までの子どもをもつ保護者への支援に力を入れている。

主な事業としては、子育てに関する精神的な支援として、子育て広場事業(週6日間、公園的な意味合いで場を開放し、保護者同士がつながったり、家庭支援ワーカーによる子育てについての相談やアドバイスをしたり、保健センター等専門的な機関の紹介をしている)、地域グループづくり、「パパ講座」や「ママブレイク」をはじめとする各種子育て講座の開催、情報誌の発行等を行っている。また具体的な支援としては、一時保育や子どもショートステイ、育児支援サポーター派遣事業、ファミリー・サポート・センター事業(子育ての手伝いをしてほしい人とお手伝いしたい人が会員になって共に助けあう組織)等を行っている。子育て広場事業を実施するにあたっては、十分な活動ができる広いスペースの施設の確保が望まれている。

虐待の防止や通告などの対応も行っている。子ども家庭支援センターがコーディネーターのような役割を担い、専門機関や学校とのネットワークを形成している。特に緊急を要するような問題を抱えた家庭の保護者へは、強い指導だけでなく解決に向けて精神的な支えとなって寄り添う姿勢で支援を行っている。

園庭開放あそぼう会

妊婦も含め、主に0歳～2歳児くらいの乳幼児とその保護者を対象として、月1回保育園の園庭を開放し実施している。毎回15名程度の予約制で、保健師による身体計測や栄養士による食育、芋掘り等のイベントや保育園児との交流等も行って子育ての孤立感の解消を目指している。

カンガルー広場・地域カンガルー広場

カンガルー広場は、0歳と1歳の乳幼児と保護者を対象とし、毎週1回、中央・矢川・西の3児童館で行っている。地域カンガルー広場は、0～5歳の乳幼児と保護者を対象として、毎週1回、東・北・本町・南の4つの学童保育所で行っている。どちらも就学前の子どもと保護者が自由に集える遊びの広場として、交流の場となっている。参加者数は、毎回15人前後のところが多いが、専門機関との連携を充実させ、教育相談がその場でできるようになることでさらなる参加者の増大につながるものと思われる。

おはようコケッコ

3歳以上の幼児と保護者を対象に、中央・矢川・西の3児童館で週1回開催している。33名の登録者(2014年12月現在)があり、体操や焼き芋大会、お誕生日会や運動会、そして外部講師を呼んでのお話会等を実施して、同じ世代の子をもつ保護者同士のコミュニケーションづくりを目指している。

ほうかごキッズ

青少年の健全育成として市内全小学校で週2回実施し、学童保育所に通っていない子どもも学校で安全に遊べるよう校庭を開放して放課後の子どもの居場所づくりを目指している。特に低学年児童の参加率は市内全域で高く、保護者が安心して仕事等ができるという支援策にもなっている。

3) その他の国立市の取り組み

教育委員会事務局

教育委員会事務局は、教育総務課、教育指導支援課、生涯学習課の各課に分かれてそれぞれの目的に応じて事業を展開している。その中でも教育指導支援課は、学校教育への指導・支援を目的とし、主に学齢期の子どもを対象として間接的に家庭教育支援を行っている。その主な事業は、家庭に直接的に働きかけができる学校に対して、保護者への啓発の方法や保護者からの相談に対してきちんと答えられるように支援していくことを基本としている。

家庭教育支援に関わる事業としては、学力向上を目的として、2014年度より「アフタースクールサポート事業(ASS)」を市内小学校4校で実施している。高学年の児童を対象に週4日間、学習にチャレンジする機会を放課後に設定することにより、子ども自身が学習習慣を身に付けることを目指しており、将来的には全小学校で実施する予定である。また、家庭学習の充実に向けて「家庭学習の手引き」のようなものを作成して家庭学習の必要性や具体的内容、必要な時間等を啓発していくこと等も今後検討していくこととしている。

生涯学習課では、主に社会教育と社会体育を担当している。社会体育事業の一環として、生涯スポーツを目指し、子ども向け、大人向け、ファミリー向けと対象を設定し、テニス教室や水泳教室、スポーツ講演会等様々な事業を実施しており、青少年の健全育成にもつながっている。

公民館

公民館は市民の自由な学習の場であり、市民同士のつながりを深める場である。公民館は市内に一館のみで、2013年度の総事業数は52、2014年度は53を数える。事業のほとんどは若者、成人向けの社会教育事業である。

公民館では、1979年より青年室を設け、若者の主体的な学習活動や居場所づくりを支援してきた。しょうがいの有無に関わらず共に働き学びあう喫茶コーナー（わいがや）など活発な活動を行っている。2013年度より「自立に課題を抱える若者の社会参加支援」事業を開始し、担当部署を超えた広い支援のネットワークづくりを目指している。

また、親子を対象として、NPO 法人東京学芸大こども未来研究所や桐朋中学校・高等学校との連携事業として「親子で遊ぼう・考えよう」を年7回実施することや、在日外国人児童・生徒を対象として、多文化共生事業にも取り組んでいる。2014年度には新しい試みとして、小学生を対象に、「夏休みふれあいひろば」に取り組んだ。これは、公民館利用者連絡会と「喫茶わいがや」（青年室事業）の協力を得て、夏休みの一日に公民館全館を使い、様々な体験ができるイベントを開催したものである。日頃から公民館を利用する自主グループが、それぞれの得意分野で子どもたちに日本の文化や工作体験を通して、世代間交流を図った。これをさらに広げ、日常化できるような取り組みも探っている。

図書館

国立市の図書館は、中央図書館や北市民プラザ図書館の他に5つの分室があり、互いに連携して活動を展開している。ボランティアや学校図書館とも連携し、幼児から児童、大人も対象とした読み聞かせの会やお話の会が充実しているところが特徴である。子どもたちへの取り組みとしては、「第二次国立市子ども読書活動推進計画」を基本として、読書環境の整備や地域での活動の推進とともに、関係機関、保護者、地域との連携を深めている。2014年より、乳幼児を育てる家庭を対象に、「ブックスタート」が始まった。これは3~4ヶ月健診時に、絵本の読み聞かせや本の選び方等を通じて、子どもと本との最初の出会い方を考える事業となっている。

家庭教育支援に関する事業は、乳幼児の保護者に対する支援が中心で、学齢期以降は図書館での読み

聞かせや講座もあるが、主に学校を通しての支援、関連団体、ボランティアへの支援等と移行している。

4) 保護者等の取り組み

保護者

保護者は、家庭教育に関する支援を受ける存在であるとともに、お互いに家庭教育を支援しあう存在でもある。保護者の取り組みとしては、まず PTA 活動によるものがあげられる。

PTA 活動は、学校の教育環境の向上と会員相互の親睦を図ることが主な目的となり行われている。近年市内の幼稚園や保育園等では、PTA 活動自体を行っていない園もあり、小学校で初めてその活動に接する保護者もいる。まずは、同じクラスの方々との交流を活性化するために学校で開催される保護者会とは別に茶話会等の懇親会を開催し、保護者会とは違った時間、空間の設定により、参加者を増やしていく活動が行われている。

そして、学校全体の活動として、小学校では、通学路の見守りや点検、「ピーポくんの家」、広報誌の発行、市の補助金による「家庭教育学習会」、地域の方々との行事開催などがあり、この中の一つにでも、あるいは短い時間にも関わることにより、クラスや学年を超えての親睦が生まれている。

また、育成会、商店会との共催の行事に参加することにより、地域の方々とのつながりが生まれる。中学校でも小学校と同様な活動があるが、保護者のみのコーラスなどに参加することにより、保護者間の親睦を深め、生徒が地域の清掃活動やお祭りに参加することにより、地域の方々とのつながりができ、難しい年齢に差し掛かっている子どもを家庭だけでなく、「地域で育てる」ことにつながっている。

さらに、市内公立小中学校(全 11 校)の校長、PTA 会長等が年数回集まり、連絡会を開催している。そこでの各校からの報告、また施設への視察などから、家庭教育についての様々な情報を得て、各校に持ち帰り活動する際のヒントにされている。

青少年地区育成会（育成会）

国立市では、各小学校区に青少年地区育成会が設けられており、学校及び PTA と協力して、様々な子育て支援を行っている。地域と学校を結び、民生・児童委員を軸に PTA を卒業した地域協力者が、学校や PTA 活動を支援する形で登校の見守りから始まり、放課後や行事等の支援と幅広く関わっている。地域によって特色があり、学校での宿泊体験、夏期講座、理科教室、音楽祭、交通教室などの体験と、ソフトボールを通じ児童とその保護者が地域へのつながりを深め、社会でのルールやマナーを伝えていく場となっている。

5) その他の地域活動

NPO 等市民団体

2014 年現在、市に主たる事務所がある NPO 法人 47 団体の中で、子どもの健全育成や家庭教育支援に関係すると思われる活動をしている NPO は 13 団体ある¹²。また、NPO とはなっていないが、市民活動として子どもの健全育成や家庭教育支援を行っている団体も多い。

この中には、国立市子ども家庭部児童青少年課が青少年育成を目的に、助成を行っている団体がある(2014 年度は 4 団体)。事業内容は子どもたちの居場所づくりが多く、自立支援のための食事づくりや学習・運動サポート、駄菓子屋を通じ楽しく学び遊べる体験教室、音楽を中心に据えたリズム遊びや即興演奏体験、ロボット製作や子ども向けプログラミング教室などである。

その他、児童館や郷土文化館と共催で科学実験教室や自然体験事業を展開している NPO 団体、子ど

¹²内閣府ウェブサイト「全国特定非営利活動法人情報の検索」
(<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>) より

もたちへの学習支援の市民活動団体など活発な活動がなされている。

大学等

市内の教育機関における地域活動を見ると、一橋大学の複数のサークル活動や東京女子体育大学の学生講師派遣などがある。中でも一橋大学は国立のまちの形成時より大きく関わってきた経緯もあり、多方面に活動を展開している。

「Pro-K」は、富士見台の商店街で店舗運営やイベント企画を行い、地域活性化に取り組む NPO 法人くにたち富士見台人間環境キーステーション(略称 KF)の中で大きな役割を担っている。KF は商業と文化を「教育と思いやり」というコンセプトでつなぎ、地域に新たな人のつながりを創りだそうと誕生した。「カフェこたの」、「とれたの」、「まちかど教室」などを運営しているが、「Pro-K」はその中の学生組織である。その他、「育サポ@キャンパス一橋」、フェアトレードを広める活動をしている「ラポんテ」など幅広い。

国立市社会福祉協議会(社協)

社協は、社会福祉の増進を目的とした営利を目的としない民間団体である。行政の事業とリンクして高齢者向け事業だけでなく幅広い年代対象の活動をしているが、その中で市民の参加により三つの部会活動を行う。「かるがも部会」は、月一回 2 歳以下の子どもとその保護者を対象とした子育て仲間づくりを支援し、「子育て部会」は、年に 1~2 回ローティーン向けの料理教室などを開催している。

国立市体育協会(体協)

体協(加盟競技団体は20団体)は、市民の健康と市民スポーツの振興を目的に、市民体育祭やジュニア育成地域推進事業等、様々な事業を実施している。また、加盟団体の中には市内中学校にコーチの派遣を行っている団体もある。

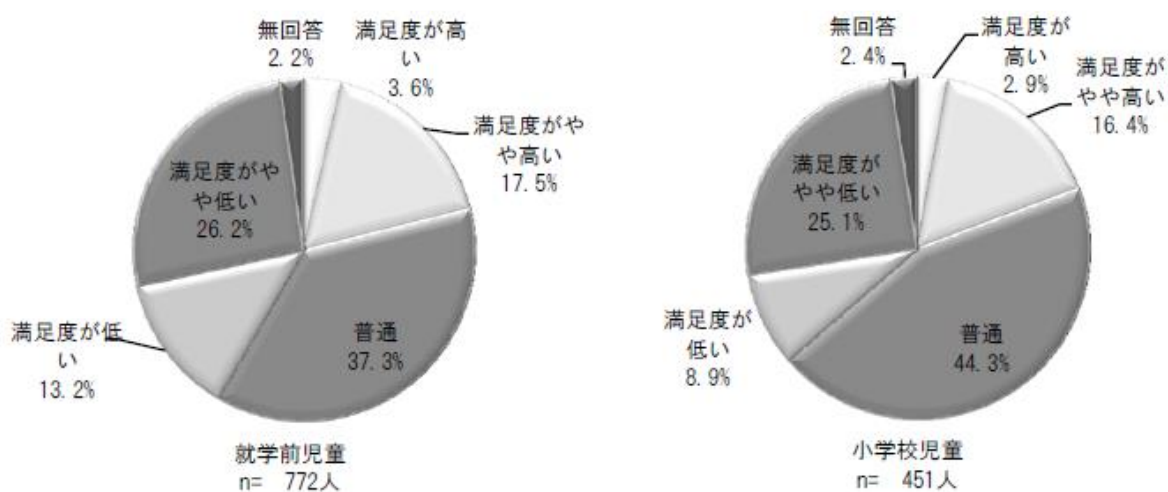
2. 国立市の家庭教育の課題と今後の方向性

(1) 国立市の家庭教育支援の課題

1) 「支援の多様性」と「支援のつながり」-課題を捉える観点-

国立市は、先の部分でも触れられているが、子育て支援に関わる事業計画の策定に必要な情報を得るため、2013年10～12月に「国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施し、2014年3月に調査報告書を発表した。その報告書によれば、子育て環境、子育て支援に対する市民の満足度は、あまり高いとは言えない。「国立市における子育ての環境や支援への満足度をお答えください」という質問に対して、「満足度が高い」、「満足度がやや高い」と回答したのは就学前児童の保護者の21.1%、「満足度が低い」、「満足度がやや低い」という回答が39.4%であった。また、小学校児童の保護者では「満足度が高い」、「満足度がやや高い」という回答が19.3%、「満足度が低い」、「満足度がやや低い」という回答が34.0%である(図5)。

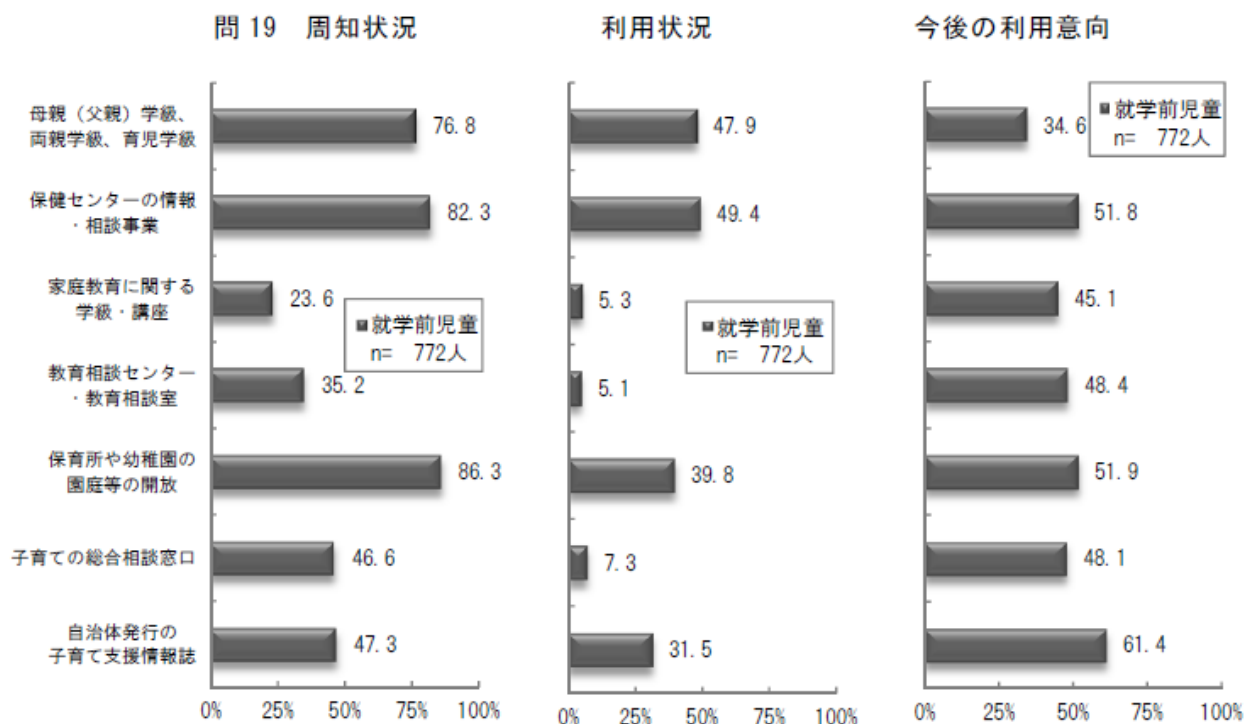
【図5】 地域の子育て支援の環境や支援への満足度の状況



「国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書」2014年、P.78

「子育て支援事業」としては、母親(父親)学級・両親学級・育児学級、保健センターの情報・相談事業、家庭教育に関する学級・講座、教育相談センター・教育相談室、保育所や幼稚園の園庭等の開放、子育ての総合相談窓口、市発行の子育て支援情報誌などがあげられる。それぞれについての周知状況、利用状況、今後の利用意向は図6のとおりである。

【図6】子育て支援事業の周知・利用状況と今後の利用意向について

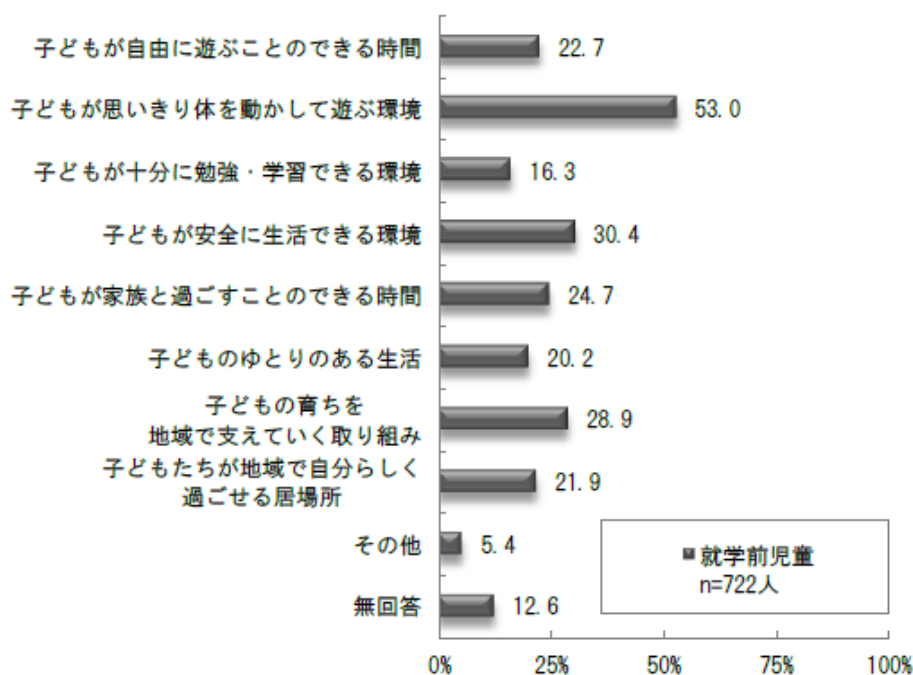


「国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書」2014年、P.67

この中で、家庭教育に関する学級・講座については周知度がとりわけて低く、利用状況も低いですが、今後の利用意向は他の事業と同程度であることに注目したい。困ったときに相談できる窓口が必要とされているのと同様に、家庭教育一般に関する情報や知識を得る機会も求められているといえるが、多くの市民は、そうした学習の場があることを知らない、あるいは知っていても利用できないのではないかとと思われる。

また、多くの保護者が「子どもが思い切り体を動かして遊ぶ環境」、「子どもが安全に生活できる環境」、「子どもの育ちを地域で支えていく取り組み」、「子どもが家族と過ごすことのできる時間」等が足りないと感じている(図7)。保護者と子どもにとって安全で快適な環境を整えること、子育てを支える地域づくり、家族と一緒に過ごすための時間を増やすことにつながる支援が求められている。

【図7】子育てするうえで足りていないと感じる点



第4回国立市子ども総合審議会配布資料

「国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告速報」2013年、P.31

すでに見たように、国立市では家庭教育支援に関わる多くの子育て支援事業が実施されている。また、それ以外にも、家庭教育支援に関わる多くの取り組みが様々な実施主体によって行われている。しかし、せっかくの事業が周知されていなかったり、利用したいという意向はあっても実際にはあまり利用できていないものがあったりする。

他方、多くの市民は「子どもが思いきり体を動かして遊ぶ環境」、「子どもが安全に生活できる環境」、「子どもの育ちを地域で支えていく取り組み」、「子どもが家族と過ごすことのできる時間」が足りていないと感じている。子育て環境・子育て支援に対する市民の満足度があまり高くないのは、既存の家庭教育に関わる支援(子育て支援)の取り組みがこうしたニーズに対応できていないためではないかと思われる。多くの事業があるにも関わらず、ニーズに対応しているものが少ないのである。

このことを踏まえて、改めて既存の家庭教育に関わる支援(子育て支援)の取り組みの全体を眺めてみると、(1)取り組みの形態が講座・教室・学習会・イベント開催などに偏っており、そういった形態が苦手な市民がアクセスしづらい、(2)対象が就学前および小学生の子どもをもつ家庭に偏りがちで、中高生の子どもをもつ家庭への支援が少ない、(3)家庭教育を「地域で支える」仕組みができていない、といった課題が見えてくる。換言すれば、現状では「支援の多様性とつながり」が不足しているといえるだろう。

「支援の多様性」とは、家庭教育の多様なあり方を尊重し、多様なニーズに応え得る幅広い取り組みをそろえることを意味しているが、それは、支援が届いていない層をしっかりと把握し、支援の対象を広げていかねばならないということでもある。「支援のつながり」とは、子どもの発達段階に応じた支援を切れ目なく提供することに加え、様々な子育て家庭を支える地域の人々のつながりをつくりだすこと、様々な支援の取り組みがつながりあうこと、を意味している。そのためには、個々の取り組みを有機的につなげるネットワークをつくっていく、あるいは既存のネットワークを家庭教育支援に活用する試みが求められる。

この二つをいかにつくりだしていくかが、国立市の家庭教育支援の課題であるといえるだろう。具体的には、「支援の多様性」に関わる課題として、①多様な家庭教育のあり方を支えていくこと、②望まれるところに支援を届けること、「支援のつながり」に関わる課題として、③乳幼児期から青年期まで切れ目のない支援を実現すること、④子育て家庭を支える地域の人々のつながりと様々な取り組みのつながりをつくりだすことがあげられる。

2) 多様な家庭教育のあり方を支えていくこと

家庭教育は家庭で親や保護者が子どもに対して行う教育であり、学校教育や社会教育が親や保護者に代わって役割を果たすことはできない。家庭教育への支援は、親や保護者の代わりに子どもを教育するのではなく、親や保護者が子どもに対して家庭で教育することを支援するものである。それは、親や保護者が元気になるための支援でもあり、子どもが元気になるための支援につながるようになる¹³。そのためには、親や保護者の抱えている多様な不安や課題を自らが明確にし、教育にじっくりと関われるような環境を整えることが重要である。各家庭がそれぞれの教育目標を立てること、その実現に向けて計画を立てることを助けるような支援こそが求められている。加えて、それぞれの家庭がおかれている個別な状況に関わらず、それぞれに求める家庭教育を実現することができるように、どの家庭にも支援が行き届くように配慮されなければならない。

また、家庭教育は、家庭の多様な価値観や多様なあり方の上に成り立つとともに、他方では生活の礎を築く上で、共通の学びを必要とすることもある教育である。「みんなちがってみんないい」し「みんな」の教育でもある。しかし、家庭教育を行う親や保護者の主体性と子どもの主体性が、どのような家庭教育においても尊重されることは重要なことである。このためには、家庭教育の多様性に応じて多様な支援の取り組みが必要となる以上、支援する側とされる側の関係がミスマッチを起こすことのないよう、国立市の特性に応じた仕組みが必要となろう。情報や内容や場を一方的・一時的に提供する、ということだけに力点がおかれることのないように特に留意することが望まれる。

ところで、本来、識字率や読み書きする能力を表す言葉として「リテラシー」がある。現代の「情報リテラシー」や「アートリテラシー」等に使われる場合の意味としては、その周辺の知識の読み解き方や幅の広い教養を自分なりに編集する能力を指している。こう考えると、家庭教育をめぐる様々な知識や情報を自分たちなりに編集したり背景や文脈を読み解いたりする能力を、「家庭教育リテラシー」と呼ぶことも可能ではないかと思われる。このように呼ぶことで、家庭教育が、それぞれの家庭が主体となって行われるものであり、また、それぞれの家庭の主体的な子どもへの教育のあり方について、より考えやすくしてくれるところがあるようにも思われる。

ここでいう「家庭教育のリテラシー」は、各家庭が悩みながら試行錯誤する中で徐々に獲得していくものである。また、その試行錯誤の過程で、自ら情報や助言を求めたり他の家庭と交流したりする中で豊かになっていくものでもある。このような過程を、社会や地域全体で支えることにより、主体的な家庭教育がより広がっていくのではないかと思われる。個々の家庭が「家庭教育のリテラシー」を高めていくだけでなく、行政を含めバックアップできる機関等が連携を図りながら家庭教育の主体である家庭を支える仕組みが必要である。

3) 望まれるところに支援を届けること

「子育ての知恵が伝承されない」ことや「親が子どもを育てていく自信と力を失う」ことなど、家庭教育力の低下と支援の必要性が指摘されて久しい。これまででも述べてきたように、国立市でも保護者

¹³文部科学省「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」、2012年

は子育てに不安や課題を抱えており、ひとり親家庭や共働きの家庭、しょうがいのある子どもや外国籍の子どものいる家庭等では状況に応じて様々な困難性を抱えることも少なくなく、家庭教育に関わる支援を必要としている現状がある。

ただこのような現状に対して、結局のところ「家庭の教育力の低下」という面だけを強調して、いわば「支援の押しつけ」をしてしまうと、子どもの育ちに現れるいくつかの問題の原因を過度に家庭に帰着させ、親の責任を問うような雰囲気をつくってしまうことにもつながりかねない。このことからすると、国立市においては、これまでも行政や市民、あるいは民間からも、これまで家庭教育に関わる支援(子育て支援)を数々行っているが、支援する側からできるだけ漏れなく様々な内容を提供しようということだけではなく、それが誰のためにどのように届けられるのか、また、どのようにそれを、支援を必要とする側は受けとめ利用したり活用したりできるのか、といった「望まれる支援の届けられ方」という点に配慮することが重要である。

また、家庭教育支援をめぐるのは、周囲の手助けや知恵を上手に借りながら教育を行っている親や保護者がいる一方で、諸問題を抱え「家庭教育に悩み困っている」、「学習機会や他人との交流に参加しにくい」など、「支援を必要としている親や保護者」に対して必ずしも支援が行き届いているとはいえない面もある。公民館、図書館や子ども家庭支援センター等で実施している家庭教育や子育てを学ぶ講座の参加者は、時間的に少し余裕があり子育てに関心を持ち積極的に学ぼうとする親や保護者が中心となっており、悩みを抱えたままの家庭が、こうした機会を自ら求めず孤立化が進むと、課題はより深刻になる場合も多いように思われる。「望まれるところに支援を届ける」ための方策が具体的に検討されなければならない。

支援が届いていない層を把握ししっかりと支援を届けようとするのと、家庭教育はそもそも「家庭」というプライベートな側面が強く外側からの働きかけが躊躇される、という二つの背反するベクトルの中で家庭教育支援の問題は考えられることも多い。しかし、親や保護者の家庭教育に対する方針や価値観はもちろん多様であるが、例えば、「無関心で何もしないこと」と「何もせずそのことで自立を促す」ということは異なる。家庭教育に対する関心を育むための方策が必要な場合もある。つまり、家庭教育の支援は、子ども支援や子育て支援とは異なり「教育分野」の支援であるから、それぞれの家庭が主体的に未来に向けて何らかの価値を求め、また子どもを導いていくことを支える営みであり、そのこと自体はすべての家庭教育を行う主体者に届けられることを目標としている。教育基本法でも、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることが規定されているのはそのためである¹⁴。

このように考えると、望まれるところに必要な支援を届けるためには、第一に情報提供を一本化することが大切である。支援を求めたい親や保護者が、行政や保護者、地域が行っている支援事業が簡単に分かるように、量と質とタイミングを図りながら、必要な情報を容易に得られる工夫をさらに進めていく必要がある。

第二に、市民の意見が行政や家庭教育支援に関わる団体等にしっかりと届けられる仕組みを考えることである。多様なニーズを把握する仕組みをつくることで、望まれるところに支援を届けることにつなげていきたい。またこの際には、様々な工夫を通して広く市民の声を集める視点を持つことが必要である。

第三に、子育てに課題を抱える家庭に対して、家庭教育が支えられるような地域のつながりを生み出し、そうしたつながりの中への参加を促すことである。訪問型の支援も全国的には近年、多く見られるようになっているが、親子で一緒に自然や芸術、文化等にふれあったり運動したりできる施策や施設、

¹⁴文部科学省「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」、2012年

事業の実施、保護者が地域の高齢者とふれあう中で子育ての知恵が伝承されるような企画等、多様なチャンネルを用意して、地域の中に数々の「手がかり」があるとともに、対面的なつながりがあることで、自然に地域とつながれる環境づくりも支援を届ける一助になると思われる。

第四に、家庭教育を支える学習の機会を、多様な家庭の状況に応じて多様な形態をさらに工夫するとともに、その内容としても、必要とされていることや当事者性に応じた、多様なプログラムを用意する必要がある。

4) 乳幼児期から青年期まで切れ目のない支援を実現すること

近年は、社会環境の変化から、自立に困難を抱える若者も増えており、中学生、高校生における保護者の役割や、中途退学、不登校、ひきこもり等での家庭への個別な教育負担も増えている。保護者として、子どもが成人となるまで、子どもにどのように関わり、どのように子どもの成長を支えていくのかということについて、課題が複雑に、また多様化、重責化しているということであろう。

このようなことからすると、家庭教育の課題として指摘しなければならないことの一つは、妊娠期から子どもの成人までの成長のどの期間においても、「切れ目のない家庭教育支援」の必要性が、近年高まっていることである。これからの国立市の家庭教育のあり方を考える際に、こうした社会の変化に対応した家庭教育支援を実現していくには、下記の二点から「切れ目のない支援の連続性」が重要になっている。

第一は、子どもの成長過程に対応した家庭教育の支援である。国立市の現在は、支援の対象が就学前および小学生の子どもをもつ家庭に偏りがちで、中高生以上の子どもがいる家庭への支援が少ない。

いま、社会全体の大きな課題のひとつに若者の孤立無業者の増加がある。厚生労働省は「ニート」と呼び約 60 万人と推定しているが、その数はもっと多いと見られている。東京・立川市にある「若者サポートステーション」によれば、小中学校時代の不登校といったきっかけだけではなく、高校時代の不登校、中退、大学進学や就職後においてもなど、様々なきっかけから孤立無業者になる若者が少なくないのが実情である。若者の困難さを支えることは、家庭教育支援にとっても重要な現代的なテーマとなっている。また、家庭教育の支援は、社会や家庭が変化する中、家庭や子どもを持つ前の教育、つまり若い人が親について学ぶことも、そうした機会が減少する傾向が否めないことから、家庭教育支援として重要な意味があると思われる。

第二は、子どもや家庭の経済状況の変化に対応した連続性のある支援である。子どもの数が減る一方で、企業はグローバルな競争に対応した人材養成を要望し、国も後押しする中で大学等もその要望を受けて変化を余儀なくされている。このような時代状況の中で「子どもにより早く、より良い教育を受けさせたい」と塾に通わせる親も多い。スポーツでいえば、世界で通用する選手を年齢が若いうちに育てようとするのであるが、すべての子どもが応じることができることではない。また、異なった価値観を大切にする子どもや家庭もあれば、突然の失業や家庭状況の変化で、家庭教育を支える経済環境が急変してしまうことが少なくないのが現代社会である。このような子どもや家庭の変化に対応し、社会で自立できるための連続性のある家庭教育支援が望まれる。

5) 子育て家庭を支える地域の人々のつながりと様々な取り組みのつながりをつくりだすこと

子育て中の家庭の多くは核家族化の中にあり、また、ひとり親家庭も増加するなど、家庭教育での悩みや困ったことが生じたときに相談することができ、支えてもらえる身近な人が少なくなっているという傾向がある。こうした中で、乳幼児の場合は子ども家庭支援センターを通して、子育て広場や子育て何でも相談など、子育てを支える様々な地域のつながりを作れるような取り組みがある。また、幼児期の保育園や幼稚園時代は様々なイベントや毎日の送迎などにより、子どもだけでなく親たちもつながり

が生まれやすい。しかし、こうした人的環境や地域へのコミットメントにはそれぞれの家庭における温度差が存在し、また小学校に入ると、相対的にこのような家庭教育を支えるつながりも弱くなっていく傾向もある。

保護者が子育てにゆとりを持ち、家庭教育を主体的に行っていくためには、困った時に助けあうなど信頼できる相談先やネットワークがあることが望ましい。個々の家庭と学校だけに子どもの育ちをまかせてしまうことは限界があり、子どもたちを支え、家庭教育の支援のための「つながり」を生み出すことを地域全体で考えていくとともに、公的支援とともに地域の力を引き出す仕組みを総合的に考える必要がある。

親の主体性を尊重しつつも、「学び」が人や出来事への「出会い」をその与件とするように、家庭教育においては、子どもの育ちのみならず親も「つながり=出会い」の中で育ち、支えあいや、支援された親や保護者が次には支援する側に回るなど、支援の循環を起こしていくことが、生涯学習の観点からも重要である。また、そもそも子どもたちを地域で見守ったり、賞賛したり注意したりなど、子どもと地域の大人が自然に関わり、子どもが育つ環境を整えることも大切である。このような家庭教育のためのつながりは、ある集団に所属して共同的に子育てを行ったり支え支えられたりする「強いつながり」というよりは、ゆるやかで出入り自由の「弱いつながり」をイメージとして共有することも重要である。もちろん、「強いつながり」を否定するわけではないが、繰り返しこれまでも述べてきた主体性の尊重という点から考えたときに、「弱いつながり」をたくさん持っていることが強い主体をつくる、という指摘もあり¹⁵、この面への配慮を地域や社会全体で大切にする必要があると考えているということである。

他方で、市が行っている取り組みでは、担当課が違うことによりつながりが難しいこと(いわゆる縦割り行政の弊害)や、NPO、市民活動団体の取り組みについては、目的や意義の違いから、他団体とのつながりを持ちにくい場合もある。

例えば、国立市社会福祉協議会の「かるがも」や育成会、民生委員への関わりなどは子どもの成長を見守る役割を果たしている。しかし、それがPTA活動や学校ともつながると支援にも厚みがでてくる可能性が広がる。また、PTA活動も、学校とのつながりはどのPTAも強いと思われるが、地域の方々とつながりとなると、難しい地域もある。さらに、各PTA同士のつながりも、活動に対する温度差などがあり、難しくなっている。

これまでも述べられてきたように、家庭教育支援という名称は用いられていなくても、国立市ではすでに多くの家庭教育支援に関わる事業が実施されている。子ども家庭部、教育委員会等の市の取り組みをはじめ、PTA、NPOなどの様々な団体、機関がそれぞれの立場で、必要に応じて関連する事業を行っている。しかし、このような事業全体を把握し、それを分かりやすい形で関連づけていく体制ができていないため、必要な人に必要な支援が届くように、まず、個々の取り組みをつなげる家庭教育のためのネットワークをつくっていくことが求められている。

家庭の多様性を考えた場合に、家庭教育における様々な課題に対応していくためには、専門家や専門機関・各種団体・市民団体等による支援に開かれた仕組みがあることが力強い。このためには、行政のみならず、学校や企業、NPO等による様々な活動の取り組みと連携しながら進めていくことのできる、あるいは、教育分野と保健福祉分野の取り組みの連携・協力を図ることのできる仕組みづくりが重要であろう¹⁶。

¹⁵マーク・グラノヴェッター(大岡栄美訳)「弱い紐帯の強さ」、野沢慎司(編・監訳)「リーディングス ネットワーク論—家族・コミュニティ・社会関係資本」、勁草書房、2006年

¹⁶文部科学省「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」、2012年

(2) これからの国立市における家庭教育支援の方策

1) 多様なニーズを把握し必要などころに必要な支援を届けるための情報流通体制の充実

これまでに、家庭教育支援のあり方、家庭教育支援の課題について述べてきたが、ここからは家庭教育支援の今後の方策について提言をまとめてみたい。第一には、家庭教育を支える情報に関わる方策の整備である。

情報に関わる方策には、多様なニーズを把握することと、必要などころに必要な情報を届けることが求められる。従来までは、どのように情報を発信すればよいのか、という点に行政サービスの力点がおかれすぎてきたきらいがある。多様な支援を家庭教育に関わって進めていくためには、そもそもどのようなニーズがどのような階層や地域、あるいは課題に応じて市民の間にあるのか、このことを集めることができる仕組みを整備する必要がある。また、情報の発信においても、必要などころに必要な情報が届くことには課題も多くあり、提供される情報の質や量といった問題だけでなく、タイミングや家庭の多様性に応じたアクセス特性への対応などが工夫されることが必要である。このためには、以下のような取り組みが例として挙げられる。

① 多様なニーズを把握するために、市民の声を多方面から集めることができるような仕組みをつくる

- 市役所や公園、公民館などに、家庭教育支援に関わる「目安箱」を新しく設置する。
- ショッピングセンター、コンビニエンスストア、医院など、日常生活の動線上に、市民から情報をよせることのできる仕組みを検討する。
- 市役所窓口や電話などでの様々な相談窓口があり子どもに関する相談窓口も数多いことは評価できる。さらにこの面での充実を図る。
- 電子メディアを媒介とした市民からのニーズの発信について、市のホームページや各種 SNS などの活用・工夫を継続的に検討する。
- 市民からよせられた情報には、フィードバックが重要であるので、その仕方やフィードバック情報を市民に届ける仕方について検討する。

② 必要などころに必要な情報が届けられる仕組みをつくる

- 市のホームページを活用し、家庭教育や子育て支援に関する情報(公民館、図書館、子ども家庭支援センター、支援団体、大学などで開催される講座等)発信する部署を一元化し、そこでグループ分けなどして、分かりやすくすることでアクセス環境の効率化を図る。
- 上記事項と重複するが、ポータルサイトのような、家庭教育支援に関する情報サイトを一元化し「ワンストップ」の情報体制を整備する。
- 駅近辺や大学通りなどに常設的な情報発信の場を設け、上述の「目安箱」等の設置などの副次効果として予想されるように、そもそも「家庭教育支援に関する情報が発信されている」ということ自体が市民に「見える」形で周知する工夫を検討する。
- 例えばライブイベントに合わせて情報を発信することができるなど、情報発信の適時性を担保するための仕組みを検討する。
- ショッピングセンター、コンビニエンスストア、医院など、日常生活の動線上に、市民への情報を発信することのできる仕組みを検討し整備する。
- 小学校の入学説明会、教育フォーラムの開催時の家庭教育支援に関する情報の発信など、公立、私立を問わず、国立市内の幼稚園・保育園、小学校、中学校との連携を通じた積極的な情報発信のあり方を検討し整備する。
- 地元自治会の回覧板を活用することで、地域全体で情報を共有し、子どもや親の育ちを支援する

環境づくりを促進する。

③主体性を尊重した家庭教育支援に役立たせるための情報提供の内容を工夫する

- 各家庭がそれぞれの教育目標を立てること、それを実現することを助けるために、できるだけ多くの情報や資源を提供する。
- 学力向上支援を行っている市内の団体などの情報を集約したり、芸術やスポーツなどの教室の情報を集約したりして提供する。
- 家庭教育支援に関する様々な事例及び支援情報を紹介した国立市独自のハンドブック(「家庭教育支援の便利帳(仮称)」)等を作成し、支援を必要としている親や保護者にピンポイントで情報提供できるようにする。また、支援を必要としない親や保護者にも関心をもってもらう。

2)各家庭がそれぞれの家庭教育のあり方に自信を持つことを応援する学びの機会の充実

次に、家庭教育に関する学びの機会の充実に関わる方策についてである。家庭教育に関わって抱えている多様な不安や課題を自らが明確にし、各家庭がそれぞれの教育目標を立てること、その実現に向けて計画を立てること(あるいは教育方針を立てること)を助けるような学びと、それにじっくりと関わられるような環境を整えることがここでは重要である。また、学びの方法が保護者の主体性を引き出すようなものであったり、必要とされる社会的課題に対応したものであったりすることなども配慮される必要がある。このためには、以下のような取り組みが例として挙げられる。

①主体的な学びを応援する学習プログラムを工夫する

- 家庭で行われる教育は、学校教育を補完し学力向上を目指すものもあれば、学力向上とは異なる目標のもとで行われるものもある。子どもに習いごとをさせたり、自然体験を重視したり、家事の手伝いをさせたりするなど、その内容は家庭によって様々である。家庭教育への支援は、広く子育て支援の内容も考慮し、家庭ごとに異なる多様な教育目標(あるいは教育方針)を視野に入れたものである必要がある。このような「家庭教育」の多様性に応じた学びを内容として提供する。
- 参加者同士の学びあいやネットワークづくりも含め、体験型・ワークショップ形式の学習を工夫したプログラムや講座を開発し充実させる。
- 講座型、サロン型、訪問型等、様々な形のタイプの学びの機会を企画しその実施を広げる。とりわけ親同士や親子でゆったりでき、気軽に集い、語らいの場となるサロン型なものが身近にあることは、地域の人々とのつながりづくりとしても有効なので、市民によるこのような活動に対して市として積極的に支援していくことが望まれる。訪問型に関しては、家庭支援センターの取り組みに補足したり、資格を有する人を含むチームが確保されたりすれば、ダイバーシティ・不登校・中退といった細やかな配慮を必要とする家庭にも対応が可能となる。

②学習内容の充実を図る

- 青年期の子どもをもつ保護者への支援を充実させる。思春期の子どもとの関係に悩む保護者への支援。学習会、読書会、交流会など。また、子どもの進学や就職などへの関わり方に悩む保護者への支援など。
- 「家庭でこそできる教育」を応援する。例えば、ICT、お金の使い方、性教育など、各家庭がそれぞれの方針で教えるべき内容がある。そのための情報や教材などを提供する。
- 保護者と過ごす時間の多い「幼児期」のあり方について、家庭教育の大きな課題の一つとしてじ

つくり学べる機会を提供する。

- 例えば「おこづかい」の実状やその考え方など、各家庭での教育のあり方自体を交流させることができるようなプログラムを提供する。
- 家庭と学校での教育の棲み分けなど、その固有性と連続性などについて改めて考えることにつながるプログラム等を提供する。
- 社会の中で生きていくときに共通する課題(例えば生活習慣など)について考えるプログラムを提供する。

③多様な場を活用した家庭教育の推進

- 家庭(「ファーストプレイス」)でも職場(「セカンドプレイス」)でもない、いわば地域の中の「自分にとって居心地のいい場所」のことを「サードプレイス」と呼ぶ¹⁷。団地の集会所、広場、保育園、防災センター、図書館、公民館、市役所の出張所のロビースペース、市民プラザなど、様々な地域の「ちょっとした場所」に、家庭教育に関わる「サードプレイス」が存在しており、そのような「ちょっとした集まり」が、実は親と子の育ちを応援する家庭教育の大きな支援と交流の場になっていることの認識を高めるとともに、「サードプレイス」が国立市の中に豊かに広がっていくための取り組みを推進する。「幅広い世代を巻き込んだ“ゆるやかなつながり”がある」、「時間・曜日は限定して、スタッフに無理のないように運営している」、「居心地を大切にしている」といった視点からの「サードプレイス」の新たな設置についても検討する。
- 「家族ぐるみの社会教育」、「家族ぐるみの読書会」など、これまでの社会教育の取り組みに少し家庭教育支援の内容を含ませるような場づくりの多様性と工夫を進める。
- 多世代が交流できる場所、子どもと大人がともに楽しめるイベントなどの情報を発信する。また、そうした場所やイベントを主催している団体を支援する。
- 利用しやすい環境に整える。例えば、共働き家庭やひとり親家庭の場合、とくに昼間の時間帯は利用しにくい場合も多いので、相談窓口、支援施設の開館延長などを検討する。また、子ども家庭支援センターは必ずしも立地が良いとはいえないので、国立には「矢川」、「谷保」、「国立」の三つの駅があるため、通勤経路で利用しやすいよう、駅の近くに分室等を開設する。さらに、ショッピングセンターなどに間借りして、買い物ついでに利用できるようにする方法などについても検討する。

④課題を抱える家庭に対する取り組みの推進

- 経済的理由により学習機会を得られない家庭を支えるために、社会教育資源を上手に活用するなど、工夫をこらして経済的負担とならない学習の場の整備を行う。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材との連携や、福祉機関、学校等とも連携体制を構築する。
- 訪問型のチームによる家庭教育支援のあり方を検討する。

3)家庭教育支援のネットワークをつくる体制づくり

家庭教育の支援は、子育て支援や社会教育等との重なりもあり、事業全体を把握し、それを分かりやすい形で関連づけていく体制が構築される必要がある。必要な人に必要な支援が届くように、まず、個々の取り組みをつなげる家庭教育のためのネットワークをつくることが重要である。

¹⁷レイ・オルデンバーグ(忠平 美幸訳)「サードプレイス-コミュニティの核になる-とびきり居心地よい場所」みすず書房、2013年

また支援の輪を広げるためには、個々の事業と情報をつなげる仕組みが必要となる。そのためには社会教育施設や、行政内部の情報をひとつにまとめて共有できる仕組みが必要である。情報全体を見ることができれば重複を避け、必要な力を集中させることもでき、ニーズに応えられる支援を組み立てることも可能になる。このためには、以下のような取り組みが例として挙げられる。

①社会教育施設(公民館・図書館等)、大学等他機関、PTA との連携を図る支援の推進

- 2014 年度より、小学校高学年を対象とした学習支援として「アフタースクールサポート事業」が開始されている。指導者は大学生や地域の人材であり、この事業の持つ意味は家庭教育を支えるつながりという点からみても大きい。単に学力を高めるだけでなく、様々な大人と真剣に向き合う経験は、今後、小学生だけでなく中学生まで支援を広げていくことを図る。
- NHK では 2011 年度より高校講座で「チョー基礎から始めるベーシック数学・英語・国語」(中学生までの復習内容)を始めた。Web を利用して学習することもできる。不登校生徒への学習支援の一環として、このような NHK 学園と連携した通信教育の提供について検討する。
- 就学前児童の保護者の傾向として母親学級や単発の講座などへの利用度が現在低い傾向にある。このように時間や場所が限られたものより、日常生活の中でたやすく利用できる取り組みを、増やしていく。
- 既存の様々な社会教育施設、例えば、図書館、公民館の他に福祉会館と地域福祉館合わせて 6 館、地域防災センター5 館、南・北市民プラザなどの連携を図り居場所づくりを充実させる。
- 家庭教育支援を支える地域人材の組織化を図るために、子どもに一番密着している PTA をはじめ、社会教育施設の事業、市内にある一橋大学、東京女子体育大学、さらに NHK 学園などとの連携を進める。
- 連携のための環境づくりを行う。既存の審議会や協議会等の情報や子ども総合計画などの家庭教育に関わる情報を共有する仕組みについて検討する。
- 家庭教育支援の中核的施設として図書館の活用を図る。家庭教育に取り組む保護者向けの本の情報を提供したり、「家庭内読書会」等のゆるやかな家庭教育の広がりを推進したりする、新しい企画を検討し実施する。

②近隣他市と連携して行う支援を推進する

- 若者の就労支援を行っている近隣他市の NPO の組織などとの連携について検討する。
- 図書館の相互貸出の連携を手がかりに、家庭教育支援の可能な連携について検討する。

③家庭教育とネットワークを支える人材を養成する

- 大学生や地域のサポーター等、家庭教育支援の基盤を支える人材を養成する仕組みについて検討する。
- 家庭の主体性を尊重した学習機会をコーディネートしたり、様々な取り組みをつなぐためのネットワークづくりに携わったりすることのできる人材の養成を検討する。

おわりに

そもそも家庭教育とは何か、家庭教育を支援するとは何か、というもっとも基本的なところから始まり、いろいろな方からのヒアリングや港区への視察などを通して答申の形がまがりなりにも見えてきたのは、ほんとうにあと会議も 1、2 回を残すところであったように思う。家庭教育支援という課題自体がやはり多義的で、毎回の社会教育委員の会ではいろいろなご意見が飛び交い、活発な議論が繰り返されたが、議長の力のなさもあって、話はまとまっていくというよりは、逆に広がっていくことも多く、ときに方向感を失くしかねないときも、今思えばあったように思う。

そのような中で、本答申をこのような形でまとめることができたのは、やはり第 20 期の社会教育委員の会のメンバーと、事務局担当の教育委員会生涯学習課の皆様、議長の力不足を補って余りある合力の強さによるものである。そして、多様な意見を広げることができたからこそ、もちろん、いたらぬ点も多いとは思ふものの、バランスのとれた答申となっているのではないかと自負するところもある。まずは、教育委員会生涯学習課の皆様に心よりお礼申し上げたい。

また、毎回の委員の議論を熱心に傍聴くださったりご意見をいただいた市民の皆様、委員会の要望に応じてヒアリングに応じてくださったり、委員の視察に快く応じてくださった関係者の皆様方にも、改めて厚く御礼申し上げる次第である。

国立市の家庭教育支援の方向性を定めることに、少しでも本答申が役立つことを期待して、第 20 期の社会教育委員会を、ここに閉じることにしたい。

第 20 期社会教育委員

議長 松田 恵示

副議長 立入 秀子

委員 猪熊 緑 太田 美幸

川廷 千代子 佐藤 節子

武澤 俊夫 根本 哲郎

柳田 憲一 矢野 朗